



市 章

名護市公報

第501号

発 行 令和 7年 8月15日

発行所 名護市

総務部総務課

規 則

- 名護市規則第25号(総務課)
名護市行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

告 示

- 名護市告示第132号(保育・幼稚園課)
名護市保育施設等における医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン策定有識者懇談会設置要綱の公表について
- 名護市告示第133号(国民健康保険課)
配当計算書(謄本)の公示送達について
- 名護市告示第134号(農業政策課)
名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱の公表について
- 名護市告示第135号(社会福祉課)
児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について(新規)
- 名護市告示第136号(政策推進課)
21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に係る認定公募設置等計画の変更及び公示について

公 告

- 名護市公告第48-2号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(安部ナート川整備工事その1)
- 名護市公告第48-3号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(安部ナート川整備工事その2)
- 名護市公告第49号(建築住宅課)
名護市空き家対策総合実施計画について(公告)
- 名護市公告第50号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(みらい3号館改修建築工事)
- 名護市公告第51号(工事契約検査課)

名護市公募型指名競争入札の実施について(みらい3号館改修機械設備工事)

- 名護市公告第52号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(みらい3号館改修電気設備工事)
- 名護市公告第53号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(21世紀の森公園周辺エリア魅力向上推進整備工事(その2))
- 名護市公告第54号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(大瀬原公園整備工事)
- 名護市公告第55号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(辺野古前上原公園東屋整備工事)
- 名護市公告第56号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(21世紀の森園路整備工事(その3))
- 名護市公告第57号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(市道数久田15号線道路改良工事(その2))
- 名護市公告第58号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(名護市農水産物供給強化拠点施設道路造成工事(その1))
- 名護市公告第59号(工事契約検査課)
名護市公募型指名競争入札の実施について(名護市三原福地線道路改良工事(その4))
- 名護市公告第60号(介護長寿課)
第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザルの実施について

名護市行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 25 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市規則第 25 号

名護市行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則 ~別紙

名護市行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

名護市行政財産使用料条例施行規則（昭和55年規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「
許可年月日
」

を

「
使用期間
」

に改める。

様式第2号中

「
減免理由
」

を

「
返還理由
」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。

名護市告示第132号

医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン策定有識者懇談会設置要綱を次のように定める。

令和7年7月15日

名護市長 渡具知 武豊



医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン策定有識者懇談会設置要綱 ~別紙

名護市保育施設等における医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン策定有識者懇談会設置要綱

(設置)

第1条 名護市保育施設等における医療的ケア児の受け入れに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の策定に向けて、有識者から意見を提言してもらうため、ガイドライン策定有識者懇談会（以下「有識者懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 有識者懇談会は、ガイドラインの策定に係る事項について検討し、市長へ提言する。

(組織)

第3条 有識者懇談会の委員は、7人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 公的機関関係者
- (3) 地域相談員
- (4) 市内保育施設長
- (5) その他市長が認める者

(座長及び副座長)

第4条 有識者懇談会に座長及び副座長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 座長は、有識者懇談会を代表し、有識者懇談会の会務を総理し、及びその議長となる。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 有識者懇談会の会議は、座長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 有識者懇談会は、必要に応じて会員以外の者の出席を求め、説明を受け、及び意見を聴くことができる。

(報償等)

第6条 有識者懇談会に出席した者の報償は、特別職の職員で非常勤のものの報酬に関する規則（平成15年規則第1号）別表第19号に規定するその他委員等の額と同額を支給する。

- 2 有識者懇談会に出席した者のうち、市外のものについては、交通に要した費用相当の額を旅費として支給することができる。

(庶務)

第7条 有識者懇談会の庶務は、こども家庭部において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者懇談会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、ガイドラインの策定が完了した日限り、その効力を失う。

公 示 送 達 書

下記書類の送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所がともに不明、又は外国において送達が困難であるため、地方税法第20条の2の規定により告示します。

なお、公示送達する書類は、市長（国民健康保険課）が保管していますので、申し出があればいつでも送達を受けるべき方に交付します。

令和7年7月16日

名護市長 渡具知 武豊



納税通知書番号	書類の名称	税目	納税義務者
108383	配当計算書（謄本）	国民健康保険税	中村 學
875660	配当計算書（謄本）	国民健康保険税	中村 龍二

名護市告示第 134 号

名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 7 月 31 日

名護市長 渡具知 武豊



名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱 ～別紙

名護市経営発展支援事業等補助金交付要綱

名護市経営発展支援事業補助金交付要綱（令和4年告示第178-3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農後の経営発展のために必要な機械・施設の導入等に係る取組を支援するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第19条第1項に規定する地域計画（以下「地域計画」という。）の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組に要する経費に対し、予算の範囲内において、名護市経営発展支援事業等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「国対策要綱」という。）、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和5年12月1日付け5経営第2016号農林水産事務次官依命通知。以下「国緊急要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）及び名護市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助金の事業内容等）

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、対象経費及び補助率は、別表に定めるものとし、その事業内容は、国対策要綱別記1の第5-1若しくは第5-2又は国緊急要綱別記2の第5のI若しくは第5のIIに規定するものとする。

（事業計画の作成及び承認申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者又は法人（以下「申請者」という。）は、交付対象者事業計画（国対策要綱別記1の第6の1又は国緊急要綱別記2の第6の1に規定する交付対象者事業計画。以下同じ。）を作成し、交付対象者事業計画承認申請書（様式第1号）に添付し市長に承認申請しなければならない。

（事業計画の承認）

第4条 市長は、前条の承認申請があった場合には、内容について審査し、計画を承認すべきものと認めた場合は、交付対象者事業計画承認通知書（様式第2号）により申請者に通知する。

（交付申請）

第5条 前条の承認を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに名護市経営発展支援事業等補助金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、申請者に対して名護市経営発展支援事業等補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 前条の交付決定を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、第5条第1項の交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した名護市経営発展支援事業等補助金取下申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(契約等)

第8条 交付対象者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 交付対象者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 交付対象者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、契約に係る指名停止等に関する申立書(様式第6号。以下「申立書」という。)の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9条 交付対象者は、第6条の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(事業計画の変更、中止又は廃止の承認)

第10条 交付対象者は、別表に定める重要な変更該当する交付対象者事業計画の変更、中止又は廃止しようとする場合には、名護市経営発展支援事業等補助金変更承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は前項の申請内容を審査し、適当と認めた場合は、必要な条件を付し申請者に通知するものとする。

(軽微な変更)

第11条 交付対象者は、補助事業の内容の変更のうち、別表の重要な変更の欄に掲げる内容以外のものを変更する場合は、前条に規定する手続きを省略できるものとする。

(事業の着手及び完了報告)

第12条 交付対象者は、工事又は機械購入を伴う補助事業については、補助金の交付決定の通知後、遅滞なく着手し、着手後速やかに名護市経営発展支援事業等補助金着手報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 交付対象者は、前項に規定する工事又は機械購入が完了したときは、速やかに名護市経営発展支援事業等補助金完了報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(事業遅延の届け出)

第13条 交付対象者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに名護市経営発展支援事業等補助金遅延等届出書(様式第9号)を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第14条 交付対象者は、市長が補助事業の遂行状況について報告を求めたときは、名護市経営発展支援事業等補助金遂行状況報告書(様式第10号)を作成し、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第15条 交付対象者は、補助事業を完了したときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の3月31日のいずれか早い日までに名護市経営発展支援事業等補助金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした交付対象者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。
- 3 第3条第2項のただし書により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないまま交付の申請をした交付対象者は、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額(前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を名護市経営発展支援事業等補助金仕入れに係る消費税仕入控除税額報告書(様式第12号)により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、次条第1項の補助金の額の確定のあった日の翌年5月30日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

(補助金の交付額の確定等)

第16条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が第6条又は第10条第2項の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、名護市経営発展支援事業等補助金確定通知書(様式第13号)により、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(精算払請求)

第17条 交付対象者は、補助金の精算払を受けようとする場合は、名護市経営発展支援事業等補助金精算払請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第18条 市長は、次に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 交付対象者が、本要綱に基づく市長の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 交付対象者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 交付対象者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 市長は、前項による取り消しを行った場合は、経営発展支援事業等補助金交付決定取消等通知書(様式第15号)により、交付対象者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による取り消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部返還を命ずるものとする。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 5 市長は、交付対象者に対して、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(就農状況報告等)

第19条 交付対象者は、補助事業実施の翌年度から交付対象者事業計画に定めた目標年度の翌年度まで、毎年7月末及び1月末までにその直前の6か月（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）の就農状況報告等（国対策要綱別記1の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-2又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号若しくは別紙様式第1号-1。以下同じ。）を市長に提出しなければならない。

また、交付対象者は、毎年1回、就農状況報告の際（原則、毎年1月末までの報告時）に、環境負荷低減のチェックシート（国対策要綱別記1の別紙様式第4号別添5又は国緊急要綱別記2の別紙様式第4号別添7。以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、前回のチェックシートの提出以降（実績報告後1回目の報告においては、実績報告後又は就農後からの期間）に実施した旨をチェックした上で、当該チェックシートを市長に提出しなければならない。

- 2 交付対象者は、交付対象者事業計画に定めた目標年度までに氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（国対策要綱別記1の別紙様式第5号又は国緊急要綱別記2の別紙様式第5号。以下同じ。）を市長に提出する。ただし、国対策要綱別記2の第6の2の(6)のイ又は国緊急要綱別記1の第6の2の(6)のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。
- 3 交付対象者は、実績報告後に就農する場合は、就農後1か月以内に就農届（国対策要綱別記1の別紙様式第6号又は国緊急要綱別記2の別紙様式第6号。以下同じ。）を市長に提出する。ただし、国対策要綱別記2の第6の1の(7)のエ又は国緊急要綱別記1の第6の1の(7)のエの報告を提出した場合は、当該報告をもって提出したものとみなすことができる。
- 4 市長は、第1項の就農状況報告等の提出を受けたときは、サポートチーム（国対策要綱別記1の第8の7又は国緊急要綱別記2の第8の7に規定するサポートチーム。以下同じ。）と協力の上、就農状況報告等を確認し、必要に応じて当該サポートチームと連携し、交付対象者に対し、適切な助言及び指導を行うものとする。
- 5 前項の就農状況報告等の確認は、国対策要綱別記1の第8の5又は国緊急要綱別記2の第8の5の規定に基づき、交付対象者の状況に応じた効果的な方法で実施するものとする。

(財産の管理等)

第20条 交付対象者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 交付対象者は、本事業により導入した機械・施設、家畜（肥育牛を除く。）、果樹・茶の改植を行った樹園地等（以下「導入機械等」という。）を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、及び適正に管理運営しなければならない。

(1) 交付対象者は、導入機械等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成し、整備及び保存しなければならない。

(2) 交付対象者は、前号で作成した導入機械等の管理運営日誌又は利用簿等を市長に各年度に少なくとも一度提出しなければならない。

3 市長は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができるものとする。

（財産の処分の制限）

第 21 条 適正化法第 22 条に定める財産の処分を制限する期間は、規則第 5 条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

2 取得財産等のうち、1 件の取得価格が 50 万円以上の機械及び器具並びに牛、馬、豚及びめん羊を処分制限期間内に処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 16 号。以下「財産処分申請書」という。）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 5 条第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 6 条の規定による交付決定通知をもって、次の条件により市長の承認を受けたものとみなす。

(1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

(2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

4 第 2 項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を市に納付することを条件とすることがある。

5 交付対象者は、整備した導入機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該導入機械等の処分制限期間内に行うときは、財産処分申請書により、あらかじめ市長に報告しなければならない。

（残存物件の処理）

第 22 条 交付対象者は、補助事業等を完了し、中止し、又は廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（災害の報告）

第 23 条 交付対象者は、整備した導入機械等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、災害報告書（様式第 17 号）により直ちに市長に報告しなければならない。

（補助金の経理等）

第 24 条 交付対象者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金等の用途を明らかにしておかななければならない。

- 2 交付対象者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。
- 3 交付対象者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え財産管理台帳（様式第18号）その他関係書類を整備保管しなければならない。
- 4 前3項及び次条に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

（事業名等の表示）

第25条 補助事業により整備された導入機械等には、事業名等を表示するものとする。

（交付対象者情報の共有）

第26条 市長は、第19条第1項の規定により提出された就農状況報告等の交付対象者情報を必要に応じて、関係する機関の間で共有することができる。

（効率的かつ適正な執行の確保）

第27条 本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者は、地域農業の振興に努めること。

- 2 市長は、本事業が適切に実施されたどうか及び本事業の効果を確認するため、交付対象者に対し、必要な事項の報告を求め、及び現地への立入調査を行うことができる。

（補則）

第28条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この改正の施行前に名護市経営発展支援事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費配分の変更	事業の内容変更
名護市経営 発展支援事 業等補助金	<p>1 名護市経営発展支援事業 交付対象者が国対策要綱別記1に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 通常枠 就農後の経営発展のために必要な取組を支援する経費 ア 機械・施設等の得、改良又はリース イ 家畜の導入 ウ 果樹・茶の新植・改植 エ 農地等の造成、改良又は復旧</p> <p>(2) 地域計画早期実現枠 地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組に要する経費 ア 経営資源の有効利用に向けた取組農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費 イ 円滑な経営移譲に向けた取組法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等） ウ 経営発展に向けた取組1の(1)に掲げる取組に要する経費</p> <p>2 名護市世代交代・初期投資促進事業</p>	<p>(1) 通常枠 3/4以内 (国費 1/2 以内) (県費 1/4 以内)</p> <p>(2) 地域計画早期実現枠 ア 国費 1/3 以内 イ 国費 1/3 以内 ウ 3/4 以内 (国費 1/2 以内) (県費 1/4 以内)</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 交付対象者の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増</p> <p>4 事業費の30%を超える減</p>

	<p>交付対象者が国緊急要綱別記2に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 世代交代円滑化タイプ地域計画の早期実現に向けて、将来の農地の受け手となる新規就農者等の円滑な経営継承及び早期の経営発展に向けた取組に要する経費</p> <p>ア 経営資源の有効利用に向けた取組 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費</p> <p>イ 円滑な経営移譲に向けた取組 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費（定款の認証料等の法人設立費用、専門家謝金、旅費等）</p> <p>ウ 経営発展に向けた取組 2の(2)に掲げる取組に要する経費</p> <p>(2) 初期投資促進タイプ 就農後の経営発展のために必要な取組を支援する経費</p> <p>ア 機械・施設等の得、改良又はリース</p> <p>イ 家畜の導入</p> <p>ウ 果樹・茶の新植・改植</p> <p>エ 農地等の造成、改良又は復旧</p>	<p>(1) 世代交代円滑化タイプ</p> <p>ア 国費 1/3 以内</p> <p>イ 国費 1/3 以内</p> <p>ウ 3/4 以内 (国費 1/2 以内) (県費 1/4 以内)</p> <p>(2) 初期投資促進タイプ</p> <p>3/4 以内 (国費 1/2 以内) (県費 1/4 以内)</p>		<p>1 事業内容の新設又は廃止</p> <p>2 交付対象者の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増</p> <p>4 事業費の30%を超える減</p>
--	---	--	--	--

名護市告示第 135 号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について

指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、児童福祉法（昭和22年法律164号）第24条の37第1号の規定に基づき告示する。

令和7年8月1日

名護市長 渡具知 武豊



指定する事業者の名称等 ～別紙

別紙

- 1 指定等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (1) 名称 株式会社クガニ
 - (2) 所在地 沖縄県国頭郡今帰仁村字今泊4321番地

- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地
 - (1) 名称 相談支援事業所 くがにみらい
 - (2) 所在地 沖縄県名護市大中三丁目14番8号 仲兼久ビル102号室

- 3 指定等の年月日
令和7年8月1日

- 4 指定等に係る指定計画相談支援の種類
障害児相談支援事業

- 5 事業の主たる対象者
特定なし

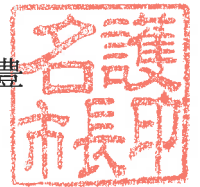
- 6 事業所番号
障害児相談支援事業：4771600188

名護市告示第 136 号

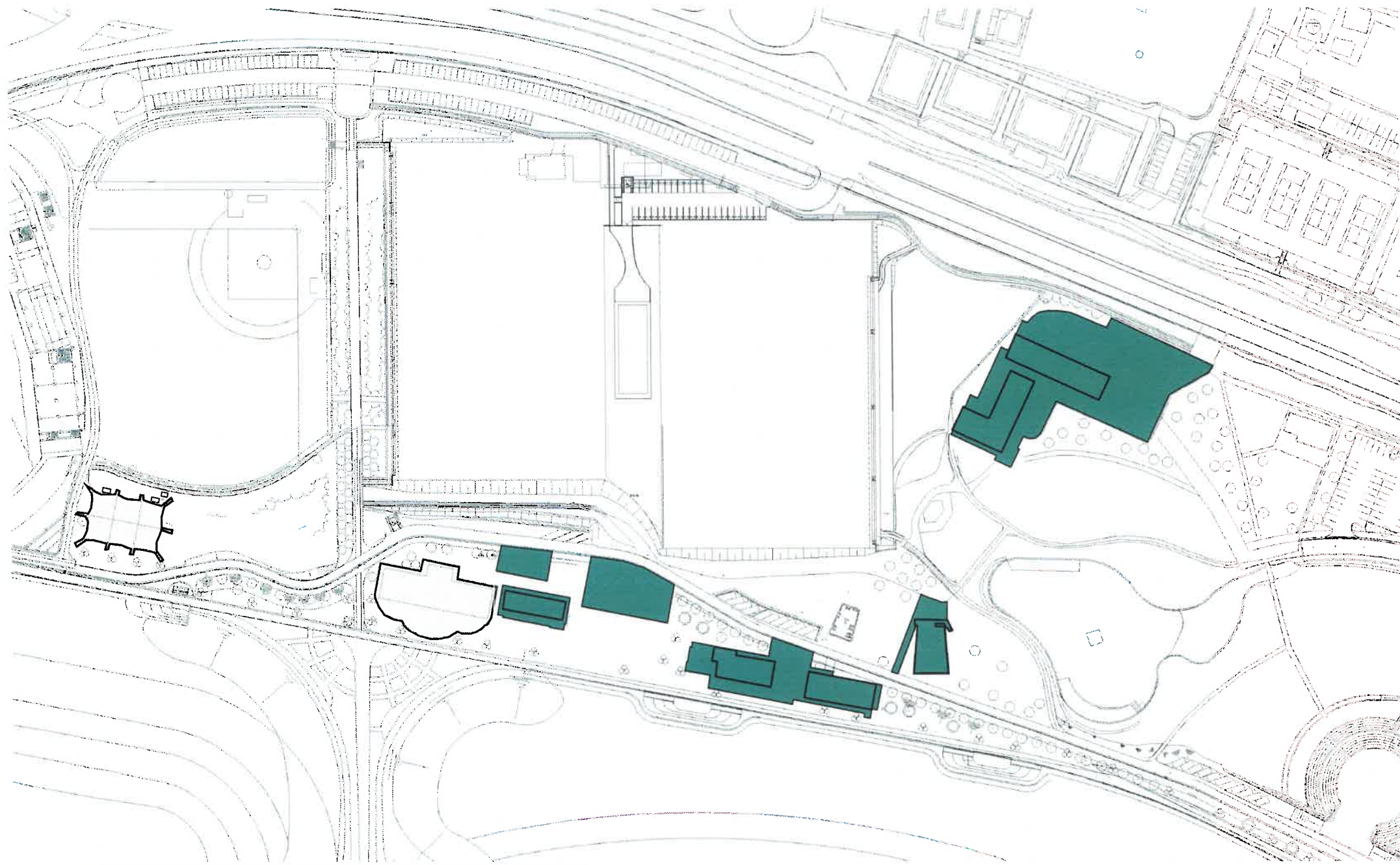
21 世紀の森公園において、都市公園法第 5 条の 6 第 1 項の規定に基づき、認定計画提出者より認定公募設置等計画の変更の申請がありましたので、同条第 2 項の規定に基づき、認定公募設置等計画の変更を認定し、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 8 月 1 日

名護市長 渡具知 武豊



- 1 認定計画提出者：YAMBARU GATEWAY PARK
【代表企業】株式会社ゆがふホールディングス
【構成員】株式会社 興設計
株式会社 屋部土建
株式会社ゆがふファシリテイ
- 2 公募設置等計画の認定日：令和 6 年 10 月 31 日
- 3 認定公募設置等計画の変更を認定した日：令和 7 年 8 月 1 日
- 4 認定の有効期間：公募対象公園施設の工事着手の日から 20 年間
- 5 指定した公募対象公園施設の場所：別紙のとおり
- 6 変更の内容：別紙のとおり
- 7 認定公募設置等計画の概要：別紙のとおり



21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に係る認定公募設置等計画の変更について

令和7年8月1日付けで変更の認定をした、21世紀の森公園周辺エリア活用推進事業に係る認定公募設置等計画の変更内容は下記のとおりです。

1 主な変更内容

(1) 公募対象公園施設の面積の変更

設計の変更に伴い、公募対象公園施設の面積を変更しました。

対象施設	変更前	変更後
海の棟1	225.00 m ²	297.81 m ²
海の棟2	287.50 m ²	318.52 m ²
海の棟3	375.00 m ²	377.08 m ²
丘の棟	215.25 m ²	278.20 m ²
森の棟	820.00 m ²	1,032.13 m ²
コンセプトテラス	1,100.00 m ²	1,527.13 m ²
駐車場	63台	72台

(2) 収支計画の変更

公募対象公園施設の面積の変更に伴い、収支計画を変更しました。

(3) 事業スケジュールの変更

公募対象公園施設の整備完了予定時期を、令和8年3月から令和8年7月に変更しました。

2 今後について

ビーチハウス等の特定公園施設は、令和8年3月の供用開始を予定しています。飲食施設等の公募対象公園施設は、令和8年4月以降の供用開始を予定しています。

※ 工事の進捗や、協議の状況に応じて、変更が生じる可能性があります。

問い合わせ先
企画部政策推進課政策推進係
0980-53-1212 (内線 396)

認定計画提出者：YAMBARU GATEWAY PARK（代表企業 株ゆがふホールディングス）

実施方針

世界に誇れる、名護の拠点となる公園を創り、責任をもって持続的に運営し、新たな魅力と受け継がれた誇りを未来へ継承します。

- ①公園内の魅力的な店舗やコンテンツが相互に繋がり、一日中楽しく快適に過ごせる公園
- ②高いポテンシャルを有する同公園を全国に発信、市内外の観光地への周遊促進拠点を形成
- ③滞在性・利便性・回遊性を向上させる、周辺環境と調和した3つのゾーニング計画



公募対象公園施設

棟	公募施設種別	構造・階数	建築面積	
1	海の棟1	便益施設(マリン/アウトドアサービス・飲食)	鉄筋コンクリート造・地上1階建	297.81㎡
2	海の棟2	便益施設(ブランドカフェ)	鉄筋コンクリート造・地上1階建	318.52㎡
3	海の棟3	便益施設(レストラン)	鉄筋コンクリート造・地上1階建	377.08㎡
4	丘の棟	便益施設(イベント)	鉄筋コンクリート造・地上2階建	278.20㎡
5	森の棟	便益施設(テイクアウトカフェ・物販)	鉄骨造・地上1階建	1,032.13㎡
6	コンセプトテラス	便益施設	—	1,527.13㎡
7	駐車場	便益施設	—	72台



特定公園施設

施設名称	公募施設種別	改修面積	主な改修
ビーチハウス改修	管理施設	309.57㎡	衛生設備更新
イベントドーム改修	休養施設	—	手洗い新設



令和 7 年 7 月 14 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事その1
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月6日
5	概要	水路整備工事一式
6	入札日時	令和7年8月6日（水）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年7月22日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年7月28日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年7月29日（火）
15	指名通知日	令和7年7月24日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月6日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年7月22日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年7月24日(木)に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面(任意)により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 7 月 14 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	安部ナート川整備工事その2
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安部 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月2日
5	概要	水路整備工事一式
6	入札日時	令和7年8月6日（水）午前10時
7	入札場所	名護市役所 庁議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年7月22日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年7月28日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年7月29日（火）
15	指名通知日	令和7年7月24日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月6日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1,2級土木施工管理技士、1,2級建設機械施工管理技士、技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年7月22日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年7月24日(木)に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

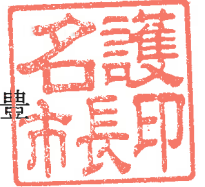
入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面(任意)により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 49 号

名護市空家等対策計画に基づく名護市空き家対策総合実施計画を策定したので、
空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条第 12 項を準用し公告する。

令和 7 年 7 月 24 日

名護市長 渡具知 武豊



1. 閲覧場所：建設部建築住宅課建築相談係

令和 7 年 7 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	みらい3号館改修建築工事
2	工事の種類	建築一式工事
3	施工場所	名護市字 豊原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月20日
5	概要	改修建築工事 一式
6	入札日時	令和7年8月19日（火）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月1日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月12日（火）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月14日（木）
15	指名通知日	令和7年8月5日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の建築一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月19日の入札日までの間）に本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の建築一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級建築施工管理技士又は1・2級建築士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 函面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月1日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月5日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 7 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	みらい3号館改修機械設備工事
2	工事の種類	管工事
3	施工場所	名護市字 豊原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月20日
5	概要	改修機械設備工事 一式
6	入札日時	令和7年8月19日（火）午前11時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	87,978,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月6日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月12日（火）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月14日（木）
15	指名通知日	令和7年8月8日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の管工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月19日の入札日までの間）に本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の管工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年7月4日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月6日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月8日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 52 号

令和 7 年 7 月 25 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	みらい3号館改修電気設備工事
2	工事の種類	電気工事
3	施工場所	名護市字 豊原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月20日
5	概要	改修電気設備工事 一式
6	入札日時	令和7年8月19日（火）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	133,870,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月6日（水）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月12日（火）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月14日（木）
15	指名通知日	令和7年8月8日（金）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建築住宅課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の電気工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月19日の入札日までの間）に本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の電気工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年7月4日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月6日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月8日（金）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 53 号

令和 7 年 8 月 4 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森公園周辺エリア魅力向上推進整備工事（その2）
2	工事の種類	造園工事
3	施工場所	名護市 港 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	遊具設置工事、公園整備工事 一式
6	入札日時	令和7年8月28日（木）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	358,402,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月15日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月21日（木）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月22日（金）
15	指名通知日	令和7年8月19日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の造園工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月28日の入札日までの間）に本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、令和7年7月4日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「入札の条件のとおり」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 特定建設工事共同企業体資格審査申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月15日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 特定建設工事共同企業体資格審査申請書等（詳細は別紙入札の条件参照）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式第8号）の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月19日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 54 号

令和 7 年 8 月 4 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	大瀬原公園整備工事
2	工事の種類	造園工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年1月30日
5	概要	公園工事 一式
6	入札日時	令和7年8月28日（木）午前10時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	64,977,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月12日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月15日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月18日（月）
15	指名通知日	令和7年8月14日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の造園工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月28日の入札日までの間）に本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級造園施工管理技士、技術士または職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月12日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月14日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 55 号

令和 7 年 8 月 4 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	辺野古前上原公園東屋整備工事
2	工事の種類	造園工事
3	施工場所	名護市字 辺野古 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年1月15日
5	概要	公園施設改修工事 一式
6	入札日時	令和7年8月28日（木）午前11時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	15,543,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月12日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月15日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月18日（月）
15	指名通知日	令和7年8月14日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の造園工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月28日の入札日までの間）に本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級造園施工管理技士、技術士または職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月12日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月14日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 56 号

令和 7 年 8 月 4 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	21世紀の森園路整備工事（その3）
2	工事の種類	造園工事
3	施工場所	名護市 宮里 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年1月15日
5	概要	園路整備工事 一式
6	入札日時	令和7年8月28日（木）午前10時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	24,101,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月12日（火）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月15日（金）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月18日（月）
15	指名通知日	令和7年8月14日（木）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：都市計画課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の造園工事に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月28日の入札日までの間）に本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の造園工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者または主任技術者となり得る国家資格取得者（1・2級造園施工管理技士、技術士または職業能力開発促進法に基づく技能検定合格者）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 函面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月12日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月14日（木）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 57 号

令和 7 年 8 月 6 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	市道数久田15号線道路改良工事（その2）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 数久田 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和7年8月29日（金）午前11時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月14日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月25日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月26日（火）
15	指名通知日	令和7年8月18日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月29日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級又は2級土木施工管理技士、1級又は2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月14日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月18日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

令和 7 年 8 月 6 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	名護市農水産物供給強化拠点施設道路造成工事（その1）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 安和 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年3月13日
5	概要	道路・造成工事一式、水道工事、磁気探査
6	入札日時	令和7年8月29日（金）午前11時
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	事後公表とする。（予定価格の事後公表対象案件）
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月14日（木）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月25日（月）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月26日（火）
15	指名通知日	令和7年8月18日（月）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：農林水産課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事A級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月29日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく主任技術者または監理技術者となり得る国家資格取得者（1・2級土木施工管理技士、1・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 函面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月14日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月18日（月）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

別紙（第7条関係）

名護市公告第 59 号

令和 7 年 8 月 7 日

名護市公募型指名競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び名護市公募型指名競争入札実施要綱（平成24年告示第106号）に基づき、公募型指名競争入札を実施するため、次のとおり公告します。

名護市長 渡具知 武豊



1 入札に付する事項

1	工事名	三原福地線道路改良工事（その4）
2	工事の種類	土木一式工事
3	施工場所	名護市字 三原 地内
4	工期	契約締結日の翌日（又は契約締結日）～令和8年2月16日
5	概要	道路改良工事 一式
6	入札日時	令和7年8月25日（月）午前9時30分
7	入札場所	名護市役所 第1会議室
8	予定価格 （消費税込み）	13,948,000 円
9	最低制限価格	設定する
10	入札保証金	免除
11	契約保証金	契約額の10分の1以上。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
12	申請書提出期限	令和7年8月15日（金）正午
13	工事内容に関する 質問締切日	令和7年8月20日（水）正午
14	質問に対する回答	令和7年8月20日（水）
15	指名通知日	令和7年8月19日（火）
16	担当課	入札関係：名護市工事契約検査課 工事関係：建設土木課

2 入札参加資格要件

次に掲げる事項の全てを満たしていなければなりません。

- ① 名護市内に本店を有する者であること。
- ② 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- ③ 名護市の土木一式工事C級に登録されている者であること。
- ④ 今年度（令和7年4月1日から令和7年8月25日の入札日までの間）に本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を受注した者ではないこと。
- ⑤ 前年度繰越により継続して本市発注の土木一式工事（予定価格1,000万円以上のもの）を施工中の者ではないこと。ただし、入札日の前日までに完成検査済みの者は除く。
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しない者であること。
- ⑦ 下記の資格を有する技術者を配置でき、また、当該技術者と3カ月以上の雇用関係があること。
「建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者となり得る国家資格取得者（1級・2級土木施工管理技士、1級・2級建設機械施工管理技士又は技術士）」
- ⑧ 入札日までの間に、名護市指名停止等事務処理要綱に規定する指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑨ 名護市指名停止等事務処理要綱による警告等を受けた者であって、当該警告等に基づき要求された内容を履行中の者でないこと。
- ⑩ 入札参加資格に基づく改善要求を受けた者であって、当該要求内容が改善されていない者でないこと。
- ⑪ 入札日において有効な総合評定値通知書（いわゆる経審）を受けている者であること。
- ⑫ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続又は民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑬ 公告日の3カ月前から入札日までの間に不渡り等を生じていない者（前号に該当するものを除く。）であること。
- ⑭ 入札までにおいて、法令・条例等に違反したことにより行政機関等から行政処分、行政指導等が行われている工事等に施工業者としてかかわっている者でないこと。

3 配布資料

- ① 名護市公募型指名競争入札の実施について（公告文）
- ② 公募型指名競争入札参加申請書
- ③ 入札心得
- ④ 入札書
- ⑤ 質問書
- ⑥ 特記仕様書
- ⑦ 図面
- ⑧ 数量計算書
- ⑨ 注意事項（再度入札について）
- ⑩ 名護市入札における最低制限価格に関する要綱
- ⑪ 最低制限価格設定例
- ⑫ 資本関係等のある資格者同士の入札について

4 提出書類

次に掲げる書類を令和7年8月15日正午までに工事契約検査課へ提出してください。当該期限を過ぎて提出のあった者については受付を行いません。

- ① 公募型指名競争入札参加申請書（様式第3号）

- ② 配置予定技術者に手持工事が有る場合は、CORINSの工事カルテ受領書及び受注時又は変更時工事カルテの写し（CORINS登録していない場合は、契約書の写し）
- ③ 配置予定技術者に係る書類
 - (1) 配置予定技術者の雇用確認ができる書類
 - (2) 資格者証の写し
 - (3) 営業所技術者等証明書(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)様式第8号)の写し

5 指名通知予定日

上記4の書類を提出後、入札参加資格要件を満たすものについては令和7年8月19日（火）に指名通知を、入札参加資格要件を満たさない者については、その理由を付した非指名通知書を送付します。

6 落札者の決定に関する事項

入札後、落札候補者の順位を決定し、当該落札候補者の提出書類を確認します。当該落札候補者の提出した書類が上記2に掲げる入札参加資格要件を欠いた場合又は書類に虚偽の記載を行っていると判断した場合は、当該落札候補者を失格とし、次の順位の者の提出書類を確認します。

入札参加資格要件審査通知書を受けた者のうち、不服のある者については、説明の申し立てを市長に対して行うことができます。説明の申し立てを行う者は、指定する日までに書面（任意）により、担当課まで提出してください。

名護市公告第 60 号

第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザルの実施について

令和7年8月8日

名護市長 渡具知 武豊



第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要項等
～別添参照

第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 目的

第11次あけみお福祉プラン策定支援業務（以下「本業務」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「認知症推進基本法」という。）第13条の規定に基づき、3年を1期として名護市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（計画期間：令和9年度～令和11年度、以下「第11次あけみお福祉プラン」という。）の策定を目的とする。

策定にあたっては、実態把握調査等を実施し、分析、施策評価及び課題整理、方向性の検討等を実施するため、本業務期間は複数年度とする。

この要項は、本業務の委託業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、その応募手続等について、必要な事項を定める。

2 委託業務概要

委託業務名：第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託

委託期間：契約締結日から令和9年3月31日まで

履行場所：名護市地内

委託上限額：令和7年度 4,950,000円（税込み価格）

令和8年度 7,130,000円（税込み価格）※債務負担

※上記金額は、企画提案のための上限として設定しているものであり、契約金額ではない。

※見積額が各年度の上限額を上回る場合は、プロポーザル審査の対象外とする。

委託業務内容：別紙仕様書によるものとする。

3 参加資格

参加資格を有する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。なお、企画提案書類提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。
- (5) 名護市指名停止等事務処理要綱（平成20年告示第93号）に基づく指名停止措

置を契約予定日までの間、受けていない者であること。

- (6) 個人又は法人及びその法人の代表者が、国税、沖縄県の法人事業税及び名護市税（①市県民税（特別徴収・普通徴収）②法人市民税③固定資産税）を滞納していないこと。
- (7) 過去10年以内に沖縄県や県内市町村において同種または類似業務を完了（完了見込みを含む。）した実績があること。
- (8) 共同企業体に係る留意点
 - ① 共同企業体とは名護市第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託共同企業体協定書（以下「協定書」という。）に基づき、本件委託業務をその構成員が共同で行うものとする。
 - ② 共同企業体として申請する場合は、参加表明書と一緒に協定書を提出し、記載された事項を、構成員相互で遵守し、本件委託業務を適正に履行すること。
 - ③ 申請代表者を定めること。（上記提出書類と一緒に共同企業体構成員の当該企業体を代表する法人への申請手続に係る委任状【任意様式】を構成員ごとに提出すること。）
 - ④ 同時に複数のグループの構成員になることはできません。
 - ⑤ 単独で申請する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできません。

4 プロポーザルに関する手続

(1) スケジュール表

現時点において想定するスケジュールは次のとおりであるが、多少前後する場合もある。

項目	期日又は期間
案件公表（公告）	令和7年8月8日（金）
参加表明書の提出期間	令和7年8月8日（金） ～8月26日（火）午後5時必着
参加資格確認結果通知及びプロポーザル企画提案書類提出要請書の交付	令和7年8月29日（金）
質問書の提出期間	令和7年8月8日（金） ～8月19日（火）午後5時必着
質問の回答公表日	令和7年8月25日（月）
企画書類の提出期限	令和7年9月9日（火）午後5時必着
プレゼンテーション及びヒヤリングの実施	令和7年9月25日（木） ※予定（変更の可能性有）
結果通知	令和7年9月下旬
契約予定時期	令和7年10月上旬

(2) 提出書類等

- ① 参加表明書及び誓約書【様式1】

- ② 会社概要表【様式2】
 - ③ 業務執行体制表【様式3】
 - ④ 業務実績表【様式4】
 - ⑤ 企画提案提出書【様式5】
 - ⑥ 企画提案書【任意様式】
 - ⑦ 参考見積書【任意様式】
 - ⑧ スケジュール表又は工程表【任意様式】
 - ⑨ 全部事項証明書又は登記簿謄本及び各納税・課税証明書（写し可）
 - ⑩ 質問書【様式6】
 - ⑪ プロポーザル参加辞退届【様式7】※参加を辞退する者のみ
 - ⑫ 協定書【任意様式】※共同企業体のみ
 - ⑬ 委任状【任意様式】※共同企業体のみ
- ※共同企業体で参加の場合における提出書類は、代表者のみの提出とする。
（ただし、上記②④⑨については構成企業ごとに提出すること。）
※各種証明書は3か月以内に発行されたものに限る。

様式配布場所：名護市 福祉部 介護長寿課（担当：前西）
※名護市ホームページ内より入手可。

(3) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、①の提出期限までに②の提出書類を2部作成し、提出すること。

① 提出期限

令和7年8月26日（火）午後5時まで（必着）

② 参加表明提出書類

別紙1「参加表明提出書類について」参照

③ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着とする。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間
（土・日・祝日を除く。）

(4) 参加資格確認結果通知の交付

参加表明書を提出した者に対し、プロポーザル応募資格決定通知書を交付し、又は参加資格を有していない旨をその理由と併せて通知する。

① 交付日 令和7年8月29日（金）

② 交付方法 郵送（電子メールにて写しを送付）

③ その他

参加資格を有すると認められなかった旨の通知を受けた参加表明書の提出者は、その通知を受けた日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに書面によりその理由の説明を求めることができる。その場合、市は書面を受領した日の翌日起算で市役所閉庁日を除く5日以内に文書により回答

する。

(5) プロポーザルに関する質問の受付

プロポーザルに関する質問がある場合、質問書【様式6】を提出すること。口頭による質問は不可とする。

① 受付期間

令和7年8月8日（金）から令和7年8月19日（火）午後5時まで（必着）

② 提出方法

原則としてメールにより担当課へ送付すること。また、メール送信後には受領の確認のため、送信した旨を担当部署へ電話連絡すること。

③ 回答方法

質問を受けた翌日から数えて2日（開庁日）以内にメールにて質問者及び参加表明書を提出した全員又は企画提案資格者全員に対して回答する。なお、質疑内容については、令和7年8月25日（月）に名護市ホームページにて公表する。

(6) 企画提案書類の提出

企画提案資格者は、企画提案書類を①の提出期限までに②の提出書類を作成し、提出するものとする。

① 提出期限

令和7年9月9日（火）午後5時まで（必着）

② 企画提案書類

別紙2「企画提案書類について」参照。

③ 提出部数

・原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷）

・副本（企画提案書類一式）：9部（両面印刷）

※副本は、企画提案書類一式をファイリングして1部としてください。

※原本及び副本には、ページ番号を記載してください。

④ 提出方法

担当課窓口へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合には提出期限内に必着とする。

※担当課窓口による受付は、午前9時から午後5時までの間

（土・日・祝日を除く。）

(7) プレゼンテーション及びヒヤリングの実施

① プレゼンテーション及びヒヤリングの実施予定日は、令和7年9月25日（木）とする。

② プレゼンテーション及びヒヤリングの所要時間は、次のとおりとする。

プレゼンテーション 20分

質疑応答 15分

合計 35分

③ 説明者については、本業務を担当する管理者とし、会場への入室は、説明者を含む3名以内とする。

④ 説明内容については、提出した企画提案書類をもとに行うこととし、新たに

提案を加えること及び別の資料を追加することはできない。

- ⑤ プレゼンテーションの際にパワーポイント等で説明する場合は、企画提案書類の提出時に申し出ることとし、使用する電子データとパソコンは持参すること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては、本市で準備する。
- ⑥ プレゼンテーションの順番は、企画提案書類の受理順とし、指定時間の15分前までに所定の場所で待機すること。指定したプレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合は、失格とする。
- ⑦ 他の提案者のプレゼンテーション及びヒヤリングを傍聴することはできない。

5 評価方法等

評価方法等については、次のとおりとする。

- ① 本プロポーザルの実施に当たっては、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒヤリングによる評価を厳正に行った上で、最優秀提案者を選定し、優先交渉者とする。
- ② 本プロポーザルの評価は、市が別に定める「名護市あけみお福祉プラン策定支援業務プロポーザル選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。
- ③ 評価項目及び配点は、別紙3「評価項目及び配点」によるものとし、最低基準点を超えたものの内から最も点数の高い提案をしたものを最優秀提案者とする。なお、同点により契約の最優秀候補者とすべきものが2者以上ある場合は、別紙4「全委員の審査得点の合計が同点だった場合」のとおり選定する。
- ④ 最低基準点は60点×出席委員数とする。
- ⑤ 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優秀提案者とする。
- ⑥ 評価結果については、プレゼンテーションに参加した全ての者に通知する。
- ⑦ 評価の経緯に関する質問には一切応じられない。

6 失格要件

次に掲げる項目に該当する場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載がある場合
- ② 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ③ 委員会の委員又は関係者にプロポーザルに対する援助を直接的又は間接的に求める等の不正な接触をした場合
- ④ 本実施要項「2 委託業務概要」の委託上限額を超える金額で参考見積額が提案された場合
- ⑤ 指定するプレゼンテーション審査開始時間に遅れた場合
- ⑥ 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- ⑦ その他本実施要項に違反した場合

7 契約の締結

- (1) 優先交渉権について

- ① プレゼンテーション及びヒヤリングにおいて最優秀提案者に選定された者に対して、本業務委託の契約に係る優先交渉権が与えられる。
- ② 優先交渉権が与えられた者（以下「優先交渉者」という。）が提出した企画提案書類の参考見積書の金額を上限として、見積合わせを行い契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。
- ③ 最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点のものから順に協議を行う。

(2) 契約手続について

名護市随意契約取扱規程（平成17年訓令1号）に定める随意契約の手続により、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

(3) 契約保証金

契約予定者は、契約保証金として、契約額の100分の10の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、名護市契約規則（昭和48年規則第19号）第26条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

8 その他

- (1) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 本市が受領した提出書類については、返却しない。
- (3) 提出された資料の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、選定を行う作業や議会報告等に必要な場合に提案者に承諾なく無償で使用できるものとする。
- (4) **プロポーザルの結果(参加業者名及びその総合評価点数)は、提出された企画提案書等を除き原則公開するものとする。**
なお、提出された企画提案書等については、名護市情報公開条例及びその他関連する条例又は規則等に基づいた取扱いとなる。
- (5) 1事業者当たりの企画提案は、1件までとする。
- (6) 参加表明書を提出した後であっても、辞退届【様式7】を提出することにより参加の辞退を申し出ることができる。この場合において、本案件後の本市の契約に関して不利益な扱いをしないものとする。

9 提出先及び問い合わせ先

名護市 福祉部 介護長寿課 認定係（担当：前西）

住所：〒905-8540沖縄県名護市港一丁目1番1号

電話番号：0980-53-1212（内線376） F A X：0980-53-1280

メールアドレス：kaigochojyuka@city.nago.lg.jp

(要項 4 (3)②関係)

別紙 1 参加表明提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

参加表明提出書類の用紙の大きさはA 4版を基本とし、余白は、上10mm、下10mm、左25mm、右15mmとし、文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上の大きさとする。

(2) 次の書類一式を左 2 箇所ホッチキス留めとし、1 部提出するものとする。

【提出書類一覧】

※「○」：必ず提出、「△」：必要な者のみ提出

No.	提出書類	区分
1	参加表明書及び誓約書【様式 1】 ※記名及び押印の上、提出すること。	○
2	会社概要表【様式 2】※記載は 1 頁以内とする。	○
3	業務実績表【様式 4】	○
4	全部事項証明書又は登記簿謄本（写し可）	○
5	各税に関する証明書（直近 2 年分）	
(1)	名護市税完納証明書（法人）	△
(2)	名護市法人市民税納税証明書	△
(3)	代表者の名護市税完納証明書※すべての名護市税が対象	△
(4)	沖縄県の法人事業税（個人事業税）の納税証明書 ※完納証明書は不可	△
(5)	国税納税証明書	○
6	協定書【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ※正本 1 部	△
7	委任状【任意様式】※共同企業体で申請の場合のみ※正本 1 部	△

※ 3 カ月以内に発行されたものを提出すること。

※ No. 5 (1)から(4)については沖縄県又は名護市に納税義務がある者のみ提出すること。

※ 共同企業体の場合は、No. 2 からNo. 4 までは構成企業ごとに提出すること。

(要項 4(6)②関係)

別紙 2 企画提案提出書類について

1 次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

(1) 共通事項

- ① 企画提案書類の用紙の大きさはA4版を基本とし、余白は左25mm以上とし、その他の余白は任意とする。文字の大きさは、ワープロソフト使用の場合、11ポイント以上とする。
- ② 企画提案書類を受領した後の提案内容の追加、修正及び再提出は認めない。ただし、プレゼンテーションの際におけるパワーポイント等による説明については、提出した企画提案書類をもとに行うこととし、新たに書き加えること及び別の図表等を追加することはできない。

(2) 提出部数は、次に掲げるとおりとする。

- ① 原本（企画提案書類一式）：1部（片面印刷A4フラットファイル綴じ）
- ② 副本（企画提案書類一式）：9部（両面印刷）

(3) 次の書類を一式とする。なお、参加表明提出書類と共通する書類については、参加表明書類と相違がないものであること。

① 企画提案提出書【様式5】

ア 記名及び押印の上、提出すること。

② 会社概要表【様式2】

③ 業務執行体制表【様式3】

④ 業務実績表【様式4】

⑤ 企画提案書【任意様式】

ア 企画提案書には別紙3に掲げる評価基準及び仕様書を踏まえ、想定される各業務、各事項の実施手法及びスケジュールについて具体的に記載すること。

イ 20頁以内とすること。

⑥ 参考見積書（任意様式）

ア 本業務における参考見積書を提出すること。また、参考見積書は、本業務に係る全体の経費とし、積算に当たっての根拠等の内訳書も併せて提出すること。

(4) 上記(3)で示した書類を①～⑥の順でつづり、①～⑥の項目ごとにインデックスをつけること。また、①～⑥の順に通しでページ番号を付すこと。

(要項5③関係)

別紙3 評価項目及び配点について

審査に対する評価項目及び評価内容は、次のとおりである。

評価項目		評価の着眼点	配点
1	事業者の実績 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去10年以内において国や地方自治体で同種業務または類似業務の実績があり、適切に履行しているか。 同種業務：高齢者保健福祉計画策定、介護保険事業計画策定 類似業務：社会福祉関連計画策定、行政施策関連計画策定 	5
2	業務実施体制 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務を安全かつ円滑に運営できる組織体制や人員配置となっているか。 ・業務に精通した現場担当者を配置しているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・業務工程は明確で、期間内で円滑に確実な遂行ができる提案内容か。 	5
3	企画提案内容 (60点)	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定に深い見識があり業務の趣旨、目的をよく理解した妥当なものとなっているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・本市の状況や特徴等を把握し、提案内容が本市の実態に即したものとなっているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・国、県の動向等を踏まえ、実施手法が適切に示されているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・見える化システム等のデータベースを活用した情報収集、現状・課題分析が期待できるか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・施策評価の手法等は具体的に示されているか。 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・会議資料や議事録の作成等、事務局への支援体制が具体的かつ明確に示されているか。 	10
4	プレゼンテーション及びヒヤリング (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・説明は簡潔で分かりやすいか。また質問に対する応答が迅速かつ明確であるか。 	10
5	見積価格 (10点)	配点×(最低見積額/自社の見積額) ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10

満点：100点 (委員1人あたり)

(要項5③関係)

別紙4 全委員の審査得点の合計が同点だった場合

1 最高得点者のうち、各委員の審査得点が高い方を1位とし、1位とした者が多い方を最優先候補者とする。

(例1)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	90	80	85	95	70	420
イ社	85	70	95	90	80	420

※上記例1の場合、ア社の得点が高い委員が3人、イ社の得点が高い委員が2人となるため、ア社を最優先候補者とする。

2 1において、どちらも同人数だった場合は、各委員が1位とした者の得点を合計し、合計が高い者を最優先候補者とする。

(例2)

	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社	85	85	85	95	欠	350
イ社	90	75	95	90	欠	350



	委員 A	委員 B	委員 C	委員 D	委員 E	委員審査得点合計
ア社		85		95	欠	180
イ社	90		95		欠	185

※ア社を1位とした委員の合計点数が180点、イ社を1位とした委員の合計点数が185点となるため、イ社を最優先候補者とする。

3 2においても同点だった場合は、委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

4 3においても同点だった場合は、副委員長の審査得点が高い者を最優先候補者とする。

5 4においても同点だった場合は、評価項目の「3 企画提案内容」において、全委員の審査得点の合計額が高い方を最優先候補者とする。全委員の審査得点が高かった場合は、1～4の手順を準用し、最優先候補者を選定する。

6 5においても同点だった場合は、くじ引きにより決定する。

【様式1】

令和 年 月 日

名護市長 渡具知 武豊 殿

参加表明書及び誓約書

令和 年 月 日付け公告第 号で公告募集のありました名護市第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザルについて、参加する旨表明します。

また、「名護市第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザル実施要項」の「3参加資格」の要件すべてに該当していることを誓約します。

住 所	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	印
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	

【様式2】

令和 年 月 日

会 社 概 要 表

会社名 (代表者氏名)			
所在地			
設立年月日			
資本金			
社員数	人	業務担当者数	人
主要加盟団体			
会社の業務(事業)実績内容			

(注)組織図等の添付可 (任意様式)

【様式3】

業 務 執 行 体 制 表

	担当者名	担当業務	実務経歴	他自治体との計画策定業務兼任の有無
担当予定者	①所属 ②役職 ③氏名			
	①所属 ②役職 ③氏名			
	①所属 ②役職 ③氏名			
	①所属 ②役職 ③氏名			
	①所属 ②役職 ③氏名			
	①所属 ②役職 ③氏名			
業務実施体制で配慮した事項				

【様式4】

令和 年 月 日

業 務 実 績 表

年度	会 社 名	委 託 者	内 容
		業 務 名	

※過去の同種業務又は類似業務の実績を記入して下さい。

※必要に応じて、行の大きさの調整や行の追加を行ってください。

【様式 5】

※受付番号は記載しないでください

受付番号	
------	--

企画提案提出書

令和 年 月 日

名護市長 渡具知 武豊 殿

【提出者】

所在地

商号又は名称

代表者氏名

下記の事業について、企画提案書を提出します。

記

事業名称：名護市第 11 次あけみお福祉プラン策定支援業務委託

【担当者】

所属・職・氏名

電話番号

FAX番号

e-mail

【様式6】

質 問 書

令和 年 月 日

名護市長 渡具知 武豊 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
電 話 番 号

印

名護市第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザルについて、次の項目を質問します。

質問事項	質問内容

【様式7】

令和 年 月 日

名護市長 渡具知 武豊 殿

プロポーザル参加辞退届

令和 年 月 日付けで参加表明した名護市第11次あけみお福祉プラン策定支援業務委託に係るプロポーザルについて、参加辞退届を提出します。

住 所	
フリガナ	
商号又は名称	
代表者氏名	印
担当者氏名	
電話番号	
F A X	
メールアドレス	
辞退理由	

第 11 次あけみお福祉プラン策定支援業務委託仕様書

1 委託業務名

第 11 次あけみお福祉プラン策定支援業務委託

2 目的

第 11 次あけみお福祉プラン策定支援業務（以下「本業務」という。）は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号。以下「認知症推進基本法」という。）第 13 条の規定に基づき、3 年を 1 期として名護市高齢者福祉計画・第 10 期介護保険事業計画・認知症施策推進計画（計画期間：令和 9 年度～令和 11 年度、以下「第 11 次あけみお福祉プラン」という。）の策定を目的とする。

策定にあたっては、実態把握調査等を実施し、分析、施策評価及び課題整理、方向性の検討等を実施するため、本業務期間は複数年度とする。

3 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 委託業務の内容

【令和 7 年度の業務内容】

「第 10 次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画）」を踏まえ、本市の課題等を整理し、さらに老人福祉事業、介護保険事業（地域支援事業を含む。以下同じ。）及び認知症推進基本法に係る制度改正の動向を把握、調査・分析を行い、実態把握調査を実施する。

業務内容は次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後国や沖縄県の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては変更が生じることがある。

(1) 現況整理

①既存の資料・データの収集、整理・分析

ア 現行の「第 10 次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画）」の施策内容を評価し、新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

イ 本市が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状整理

ウ 介護長寿課が保有する統計等データの分析

エ 「見える化」システムを活用した他の団体又は関係機関等が実施している
老人福祉事業・介護保険事業・認知症施策推進計画の現状の整理・分析

② 現行の日常生活圏域の検証

前記①における日常生活圏域（4圏域）毎の整理・分析

③ 国や沖縄県、他自治体の動向把握

法令（介護保険法、老人福祉法、認知症推進基本法、政令及び省令等）及び国
が示す指針等の精査・分析、沖縄県や他自治体の動向把握

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 調査票及び調査仕様

ア ニーズ調査の種類及び件数等は、次のとおりとする。

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

予定対象件数 3,000件（目標回収標本数 1,600件以上）

※第9期回収率実績 55.8%

イ 対象者は市内に居住する要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者（一
般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援認定者から本市の
基幹系システムより無作為に抽出）

ウ 調査票はA4版とし、受託者が用意すること。

エ 調査票は、国から示される調査票案に基づき本市と受託者で協議の上、本市
独自の項目を追加し、ニーズ把握に適した設問とすること。

オ 記載者の負担軽減のため、見やすく記入しやすい調査票となるよう設問内
容、設問配置等について工夫・配慮し、作成すること。

② 調査の実施等

ア 調査依頼文（趣旨説明）は、本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用
意すること。

イ 礼状兼督促状（ハガキサイズ）は本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が
用意すること。（①アと同数とする。）

ウ 礼状兼督促状（ハガキサイズ）の発送は、1回とすること。

エ 調査票発送用の封筒（角2サイズ）の用意、封入作業は受託者が行うこと。

オ 返送用の封筒（定型最大：長3サイズ）は受託者が用意すること。

カ 発送に係る宛名書き等の作業は受託者が行うこと。

キ 調査票は、郵送配布し、郵送回収とする。紙の調査と併用して、インターネッ
トを利用したアンケートを行う。その際回答の重複がないよう留意すること。

ク 本調査にかかる郵便料金については、全額受託者の負担とすること。

③ 調査票の集計・分析等

ア 回収した調査票はデータ入力のうえ、単純集計及びクロス集計・因果分析等を実施すること。

イ 自由回答欄についてもすべてデータ入力すること。

(3) 在宅介護実態調査

① 調査票及び調査仕様

ア 在宅介護実態調査の種類及び件数等は、次のとおりとする。

●在宅介護実態調査 予定対象者件数 300件程度

※第9期回収率実績 298件

イ 対象者は在宅サービスを利用している被保険者（本市の基幹系システムより無作為に抽出）

ウ 調査票はA4版とし、受託者が用意すること。

エ 調査票は、国から示される調査票案に基づき本市と受託者で協議のうえ、本市独自の項目を追加し、在宅サービス利用者の現状・ニーズ把握に適した設問とすること。

オ 記載者の負担軽減のため、見やすく記入しやすい調査票となるよう設問内容、設問配置等について工夫・配慮し、作成すること。

② 調査の実施等

ア 調査依頼文（趣旨説明）は、本市と受託者で文面を協議のうえ、受託者が用意すること。

イ 認定調査員による聞き取り調査で実施する。

③ 調査票の集計・分析等

ア 回収した調査票はデータ入力のうえ、単純集計及びクロス集計・因果分析等を実施すること。

イ 自由回答欄についてもすべてデータ入力すること。

(4) 沖縄県が実施した調査結果の分析

沖縄県が「在宅生活改善調査」、「居所変更実態調査」、「介護人材実態調査」について県内市町村分を一括で実施することになっているが、調査結果については、受託者において分析し、本市の計画策定に活用すること。

(5) 調査報告書の作成（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告書）

① 上記（1）から（4）の調査等を踏まえ、本市全域及び日常生活圏域毎の調査報告書の作成及び印刷。

② 調査結果の分析

ア 現状の課題を分析すること。

イ 「見える化システム」を活用した分析コメント、調査結果の統括を行うこと。

ウ 日常生活圏域毎の老人福祉事業、介護保険事業等の量の見込みの算定に資する内容であること。

③ 調査報告書の構成は本市と受託者で協議の上決定し、集計表、グラフ等は見やすくなるよう工夫すること。

④ 誤字・脱字の検査を行うこと。

【令和 8 年度の業務内容】

令和 7 年度に実施したすべての調査等の分析結果及び「第 10 次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画）」の進捗状況、現行の本市老人福祉事業及び介護保険事業の実績、老人福祉事業・介護保険事業・認知症施策推進計画等の関係機関における今後の意向、国や沖縄県の動向等を踏まえ、本市における各種行政計画との整合性が保たれた第 11 次あけみお福祉プランの立案から印刷製本までの業務を行う。

業務内容は、次に掲げる内容を基本とする。なお、この業務内容は現時点のものであり、今後国・沖縄県の新たな制度設計、計画策定に係る通知等の内容によっては変更が生じることがある。

(1) 最終的な現況整理

① 既存資料・データ収集、整理・分析

ア 現行の「第 10 次あけみお福祉プラン（名護市高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画）」の施策内容を評価し、認知症施策推進計画を含めた新たな計画策定に向けての課題及び方向性の検討

イ 本市が実施している老人福祉事業、介護保険事業の現状の整理

ウ 介護長寿課が保有する統計的データの分析

エ 「見える化」システムを活用した他の団体又は関係機関等が実施している老人福祉事業・介護保険事業・認知症施策推進計画の現状の整理・分析

オ 他の計画や資料を用い、高齢化の動向及び人口推計等の整理・分析

② 現行の日常生活圏域の検証

前記①における日常生活圏域（4 圏域）毎の整理・分析

③ 国や沖縄県、他自治体の動向把握

法令（介護保険法、老人福祉法、認知症推進基本法、政令及び省令等）及び国が示す指針等の精査・分析、沖縄県や他自治体の動向把握。

(2) 第11次あけみお福祉プラン策定に係る業務

- ① 令和7・8年度に実施した調査、人口推計等に基づき、目標の設定・目標事業量の推計を行い、具体的な支援策に反映させること。
- ② 量の見込みの算定をもとに、日常生活圏域ごとの老人福祉事業及び介護保険事業の確保方策・実施時期の素案及び原案を作成すること。
- ③ 介護保険事業の提供体制、老人福祉事業等の提供体制の具体的な整理をすること。
- ④ 認知症推進基本法に基づき認知症施策の総合的かつ計画的な推進について盛り込むこと。
- ⑤ 国より提示された基本方針、沖縄県が作成する計画、本市の基本構想・長期計画及び既存の関連計画等本市の各種計画との整合を図ること。
- ⑥ 名護市地域保健福祉計画等策定委員会（高齢者及び介護保険部門）の意見等を踏まえ、計画全体の検討に対し、助言・整理を行うこと。
- ⑦ 新たな「介護保険料」の設定における検討を行うこと。
- ⑧ 沖縄県が実施した調査の結果についても分析を行い、本計画への反映について検討すること。
- ⑨ 確定した計画の計画書を作成すること。
- ⑩ 計画書の構成は、本市と協議のうえ、図や表等を用いて見やすくなるよう工夫すること。

(3) パブリックコメントの実施支援

計画案に関し本市が実施する「パブリックコメント」について、意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。また必要に応じて本市と協議のうえホームページの作成についても支援すること。

(4) ヒアリング又は簡易アンケート調査

- ① 本市が行う関係庁内部署や関係団体等とのヒアリングについて、本市から出席の依頼があった場合はそれに応じ、意見等を把握し整理すること。
- ② 必要に応じて実施する簡易アンケート調査について、助言し、調査結果の整理・分析を行うこと。

(5) 「名護市地域保健福祉計画等策定委員会（高齢者及び介護保険部門）」（以下「策定委員会」という。）に係る支援

（外部会議：5回程度開催）

- ① 策定委員会会議へ出席し、本市事務局及び会議委員から求めがあった際に技術

的な助言や資料の説明等を行う。

- ② 策定委員会の会議資料は本市と協議の上決定し、会議資料の印刷を行う。
 - ③ 策定委員会会議の議事録作成を行う。
- (6) 「名護市地域保健福祉計画等策定幹事会（高齢者及び介護保険部門）」（以下「策定幹事会」という。）に係る支援
（内部会議：5回程度開催）
- ① 策定幹事会会議へ出席し、本市事務局及び会議委員から求めがあった際に技術的な助言や資料の説明等を行う。
 - ② 策定幹事会の会議資料は本市と協議の上決定し、会議資料の印刷を行う。
 - ③ 策定幹事会会議の議事録作成を行う。
- (7) 計画の進捗管理に係る支援
計画の進捗管理の手法の情報提供及び本市との協議のうえ、計画策定後の評価シートを作成すること。

5 成果品

成果品は、本市が指示する期日までに次のものを納品すること。

【令和7年度の成果物】

(1) 調査報告書

調査報告書（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査報告書）を作成し、印刷物（10部）及び磁気媒体記録（Word、Excel等及びPDF形式）を納品すること。

（A4版、単色刷り（Word及びPDFデータは一部カラーとする。））

(2) 議事録

会議の議事録をその都度作成し、本市が指定する期日までに電子データ（Word、Excel等又はPDF形式）にて納品すること。（A4版、単色刷り）

【令和8年度の成果物】

(1) 計画書（冊子）

計画書を作成し、印刷物（350部）及び磁気媒体記録（Word、Excel等及びPDF形式）を納品すること。（A4版、一部カラー、200ページ程度）

(2) 計画書（概要版・冊子）

計画書（概要版）を作成し、印刷物（400部）及び磁気媒体記録（Word、Excel等及びPDF形式）を納品すること。

（A4版、全部カラー、概ね12ページ程度）

(3) 計画進捗管理表案（電子媒体） 1部

(4) 議事録

会議の議事録をその都度作成し、本市が指定する期日までに電子データ（Word 又は PDF 形式）にて納品すること。（A4版、単色刷り）

(5) その他

必要に応じ本市と受託者が協議を行い決定する。

6 納品場所

名護市 福祉部 介護長寿課

7 法令等の遵守

本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関係法令等に即して業務を遂行すること。

(1) 契約書

(2) 老人福祉法

(3) 介護保険法

(4) 認知症推進基本法

(5) 名護市条例、規則等

(6) その他関係法令

8 補足

(1) 本業務を受託するにあたり、仕様書に関する詳細及び仕様書に記載のないものについては、介護保険制度の見直しに準拠し技術上必要と認められる事項を受託者の責任において補充するものとする。

(2) 受託者は、本業務の着手前に作業工程を提示し、作業計画について事前協議しなければならない。なお、この仕様書に示していないことで、業務遂行上必要とする事項については、その都度協議するとともに委託者の指示を受けるものとする。

(3) 計画策定にかかる国や沖縄県への各種報告、資料提出があった場合は、本市の指示する期限までに対応すること。

(4) 本業務で作成された報告書、計画書及びデータの著作権は名護市に帰属するものとする。

(5) 受託者は「見える化」システムの使い方や国の施策・動向を整理してわかりやすく説明する等、計画策定に必要な支援を行うこと。

(6) 国の配布ソフトや「見える化」システム等へのデータ移行、沖縄県への報告様式等が発生した場合には、必要データの作成も行うこと。

- (7) 本業務の履行にあたっては、本市からの問い合わせや調整等へ迅速に対応すること。
- (8) その他仕様書に記載のないもの及び不明な点については、本市と受託者が協議を行い決定する。